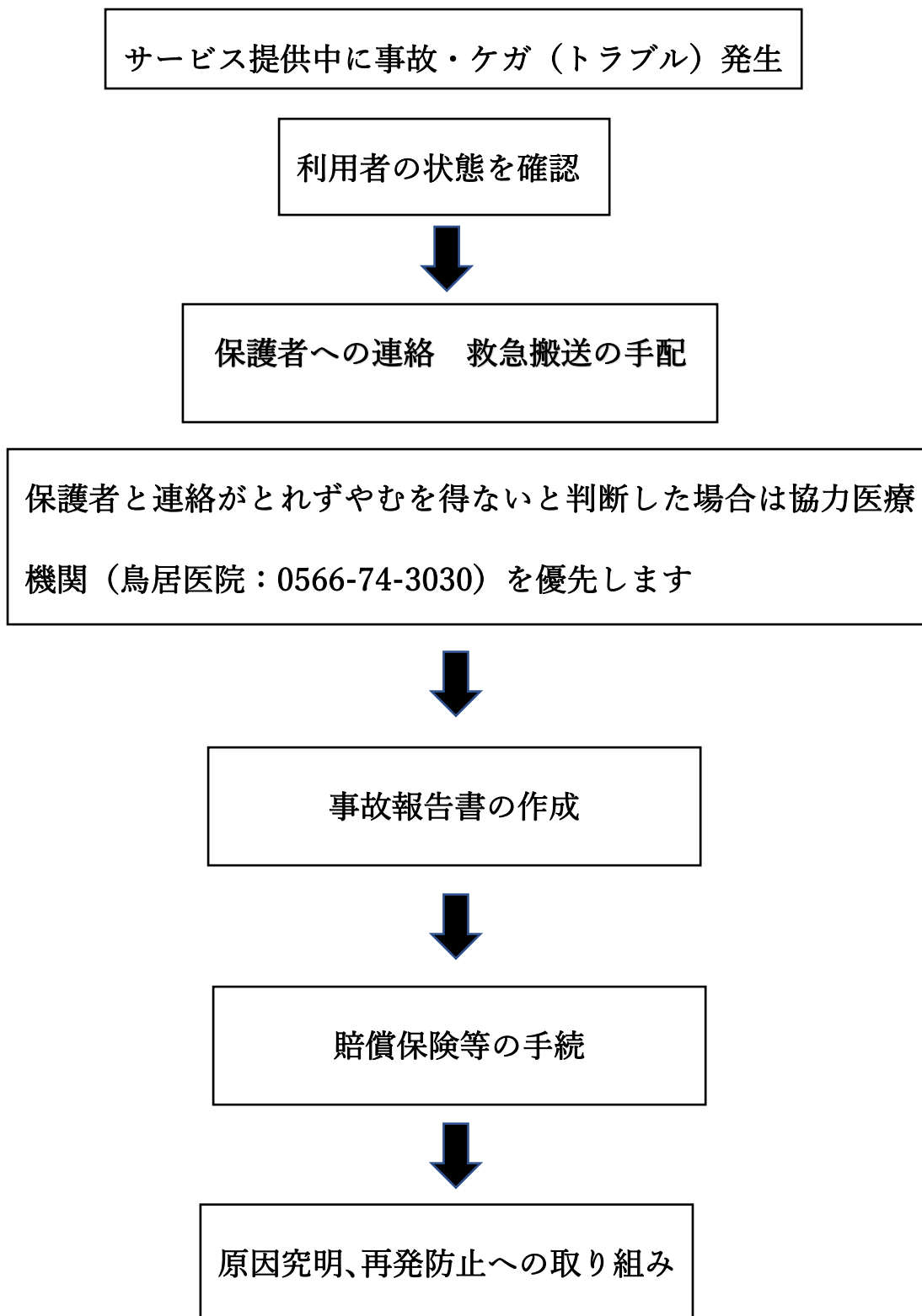


緊急時・感染症・防災及び防犯対応マニュアル

～まちのがっこう～

1. 緊急時対応



◎保護者への連絡について

- ①保護者への緊急連絡先名簿作成 ⇒ 個人情報保管場所に保管しておく
- ②保護者への連絡項目
「いつ」「どこで」「何をしていた」「どこが」「どうなったか」の事実を正確に伝える
- ③医療機関を受診する際は必ず保護者へ連絡し、どの医療機関へ受診するのか確認する
- ④原則的に医療機関には保護者に迎えに来て頂き、担当医より説明を受ける

2. 感染症対応

感染症予防や健康維持のため、常に清潔を心がけ、手洗い、うがい、検温、手指消毒の励行、換気等を実行していく

(1) 疾病の可能性のある利用者が参加の場合

- ①体調を確認
- ②利用者の体温測定
- ③37.5℃以上の場合保護者へ連絡
- ④管理責任者より利用者の家庭に連絡を行い、利用者本人の病状、経過、感染症および伝染病ではないかを聞き取る

※利用者が学校保健安全法施行規則第 18 条に定める感染症にかかった場合、またはかかった疑いがある場合感染拡大防止のため利用を停止してもらう（参照資料 1）

主な感染症

◎インフルエンザ

- ・感染後 1～4 日間（平均 2 日）の潜伏期間を得て突然の高熱が出現し、3～4 日間続く
- ・全身症状（倦怠感、関節痛、筋肉痛、頭痛）を伴い呼吸器症状（咽頭痛、鼻水、咳）がありおよそ 1 週間の経過で軽快する
- ・合併症（肺炎、中耳炎、熱性けいれん、脳症）を併発する可能性あり
- ・実際は感染しているのに全く症状のない不顕性感染症例や本人も周囲も異なる風邪としか認識しない軽症例もあるため注意

◎感染性胃腸炎（ノロウイルス）

- ・非常に感染力が強く 100 個以下の少量ウイルスでも人に感染し発病する
- ・感染者の嘔吐物や糞便を適切に処理せず残存させる事により熱等の症状が出る
- ・潜伏期間は 12～48 時間で嘔吐、下痢、腹痛発熱等の症状が出ます
- ・通常 3 日以内に回復するが、嘔吐、下痢が頻繁にある場合は脱水症状を起こす可能性がある。そのため排尿有無の確認が必要

※流行時の嘔吐、下痢は感染症を疑う必要あり

※嘔吐物処理後消毒は 85°Cで 1 分以上の加熱又は次亜塩素ナトリウム消毒が最も効果的
逆性石鹼やアルコール消毒は効果なし

◎新型コロナウイルス感染症 参照 (<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/>)

- ・発熱や咽頭痛、咳が長引く（1 週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いことが特徴。飛沫感染、接触感染により感染する
- ・感染予防として石鹼やアルコール消毒による手洗いを行い、マスクで飛沫を防止する
施設内は常に換気を行い、適度な湿度を保つようにする

※当事業所は感染者発生の場合は【愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト】の内容に基づき対応致します。

3. 防災及び防犯対応

(1) 以下の担当者を決め、管理責任者は当日勤務の職員に周知させる

通報連絡担当者	古濱利枝子
初期消火担当者	
避難誘導者	
定期検査担当者	
救護担当	

(2) 火器設備器具

- ① 火器設備器具の周辺はよく整理清掃し可燃物を周囲に置かない
- ② 火器設備器具は常に監視できる状態にし、利用者が無闇に触れないよう注意を払う
- ③ 火器設備器具取扱い注意事項を守り、故障又は破損した状態で使用しない
- ④ 地震時は火器設備器具の使用を中止する
- ⑤ 週に 1 度点検を行い設備の状態を確認する

(3) 避難施設設備の維持管理

- ① 避難口周辺には避難障害になる物品を置かない
- ② 出入口付近は障害物を置かずサービス提供時間内は常に開放しておく

(4) 放火等の防止対策

- ① 建物の外部及び敷地内には可燃物を放置しない
- ② 倉庫や施設等を使用しない場合は施錠しておく
- ③ 事業所外の不審者に対して注意を払う

(5) 災害発生時用備蓄品

- ① 断水に備え飲料水を確保する（ペットボトル2ℓ×人数分）
- ② 非常食5日分（3食／日×人数分）
- ③ 救急セット

<ケーススタディ>

(1) 疾病、怪我への対応

- ① 事態を把握した職員が救護担当へ救護を依頼する
- ② 救護担当者はすみやかに応急処置を行う
- ③ 必要があれば119番を行い救急車要請
- ④ 職員1名が救急車へ同乗する

(2) 火災への対応

- ① 通報連絡担当者は119番通報を行う
- ② 避難誘導者は利用者を安全な場所へ避難させる
- ③ 初期消火担当者は消火器による消火活動を行い、消火活動後は屋外へ避難する
※出火が著しい時は避難を最優先する
- ④ 職員は建物から連絡ツールと緊急連絡先名簿を運び出す
※名簿の運び出しが困難な場合は避難を優先する
- ⑤ 避難先を確認し避難先へ利用者を誘導する
避難所：MC三河設計
- ⑥ 避難所に到着後、人員点呼を行い保護者へすみやかに連絡する
- ⑦ 保護者と連絡がとれた場合：利用者の迎えを要請
保護者と連絡がとれない場合：利用者と共に避難所待機

(3) 地震への対応

- ① 地震発生時は机の下等へ避難するよう利用者を誘導し、職員も避難する
- ② 職員は屋外への避難を呼びかけ、避難誘導者が指揮をとり利用者、職員を誘導する
- ③ 屋外にて人員点呼、怪我の有無を確認し職員全体で情報共有する
※怪我の場合応急処置を実施し避難の可否を判断する
場合により救急車要請を検討する
- ④ 揺れや周囲の状況を確認し外部への避難有無を決定する
※避難せず事業所に戻る判断をした場合は保護者に現状連絡を行いサービス提供を継続する
- ⑤ 職員は建物から連絡ツールと緊急連絡先名簿を運び出す
- ⑥ 避難先を確認し避難先へ利用者を誘導する

避難所：MC 三河設計

- ⑦ 避難所に到着後、人員点呼を行い保護者へすみやかに連絡する
- ⑧ 保護者と連絡がとれた場合：利用者の迎えを要請
保護者と連絡がとれない場合：利用者と共に避難所待機

(4) 不審者への対応

- ① 通報連絡担当者の指示のもと不審者の移動経路を遮断
- ② 不審者へ退避要請を行い対峙しない場合に 110 番通報を実施
- ③ 避難誘導担当者が利用者を安全な出口から屋外へ避難させる

【避難所について】

第一避難場所：MC 三河設計⇒

住所：446-0045 愛知県安城市横山町浜上 3 3 - 1

TEL：0566-76-0072



第二避難場所：横山地区コミュニティセンター（横山町内会事務所）